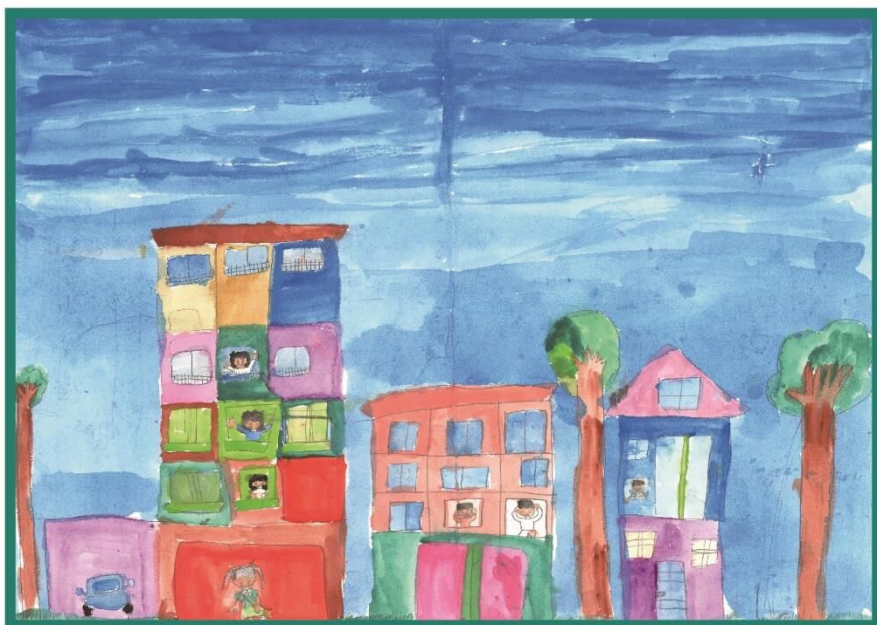


第1章

教育文化・コミュニティ

～学びとつながりを大切にするまち～



大曽根小学校 4年 赤木 裕美さん

大曽根小学校 4年 福島 亜蓮さん



*小学生の学年は、絵画を募集した平成26年度時点のものです。

第1章 教育文化・コミュニティ ～学びとつながりを大切にするまち～

第1節 生涯にわたり楽しく学べる環境づくり（生涯学習）



第2節 次代を担う人づくり（幼児教育・学校教育）



第3節 心豊かな青少年を育む環境づくり（青少年育成）



第4節 社会の要請に応えた教育の環境づくり（社会教育）



第5節 人権を尊重する社会づくり（人権教育）



第6節 平和な社会づくり（平和）



第7節 個性あふれる豊かな市民文化づくり（市民文化）



第8節 ふれあいと連帯感にみちた地域社会づくり（コミュニティ）



第9節 男女がともに育む社会づくり（男女共同参画社会）



第1節

生涯にわたり楽しく学べる環境づくり (生涯学習)

1 現状と課題

本市では、平成3年7月1日の「生涯学習都市宣言」以降、市民が生涯学習（人を高める様々な学習活動）を通じて、人と人とのつながりを深め、家庭から地域、そして、まちを高めようとする市民のエネルギーをもとにまちづくりを推進してきました。

現在、生涯学習都市宣言から24年が経過し、生涯にわたり楽しく学び豊かな人間性を培うという生涯学習の概念は、広く市民に定着しています。また、市民の生涯学習に対する意識は、自らの個性や能力を伸ばすための新たな知識や技術を習得するだけでなく、習得した知識や技術を活かし、地域や社会に貢献するボランティア活動や市民活動へと発展しています。

市民が生涯にわたって自らを高め、豊かで充実した生活を送ることができるよう、更に学習機会を拡充するなど学習活動のための環境づくりが求められています。

また、市民が自発的・積極的に学習活動に取り組むことができるよう、生涯学習に関する情報の提供や相談体制を充実・強化する必要があります。

2 基本目標

市民一人ひとりが楽しく学び、その成果が活用されることにより、更に学習意欲が高まり、生涯にわたり学習しています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆市民との協働※により人材の育成事業の充実・強化を進めます。
- ◆誰もが安心して生涯にわたり楽しく学ぶことができる環境づくりを進めます。



[人財バンク登録講師企画講座（親子向け英語）]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
生涯学習人財バンク※登録者数	43 人	55 人	65 人
市民活動支援コーナー利用者数	7,444 人	8,000 人	8,500 人

5 施策の内容

（１）生涯学習機会の充実

多様化する市民の学習ニーズに対応するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり楽しく学べるよう学習機会の提供を充実します。

（２）情報提供・相談体制の充実

市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報提供や相談機能を充実します。

（３）学習成果の活用

市民が生涯学習に取り組むことによって得た知識や技術を活かすため、「生涯学習人財バンク」の充実を図るとともに、生涯学習の指導者としての活用を進めます。また、学習成果の発表の機会を拡充します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
やしお生涯学習館運営事業	・ 市民活動団体や生涯学習人財バンク登録者を活用し、各種講座を開催します。	市民協働推進課
生涯学習活動推進事業	・ 市民活動団体、生涯学習人財バンク登録者との協働により、学習成果の発表と交流を目的としたイベントを実施します。	市民協働推進課



〔人財バンク登録講師企画講座（陶芸）〕

第2節

次代を担う人づくり

(幼児教育・学校教育)

1 現状と課題

子どもの育成においては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」等を育み、子ども一人ひとりに「生きる力」を身に付けさせることが重要です。特に幼稚園から中学校まで、それぞれの発達段階に応じた指導を行うための教育環境を整備するとともに、全ての発達段階で、総合教育会議での調整等により、一貫した施策の展開が求められています。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の大切な時期であり、心身の健やかな発達を促す教育環境を整備するため、幼稚園教育の振興や幼稚園・保育所・認定こども園[※]と小学校の連携を強化する必要があります。

小中一貫教育[※]の導入により、基礎学力の向上や不登校児童生徒の減少等、着実な成果を上げています。今後は、学びにより応用力・活用力の習得を図ることや、障がいのある子どもたちへのきめ細やかな指導等、児童生徒の実態に応じた教育の充実に取り組む必要があります。また、子どもたちが健康で安全な生活を送るため、家庭・学校・地域が連携して教育内容の充実を図り、教育環境の整備を進めるとともに、全ての子どもたちの就学機会を確保する必要があります。

一方、八潮駅周辺の学校の児童生徒数が増加し、市域北部の学校の児童生徒数が減少するといった偏在があり、適正な学校配置について具体的な検討を進める必要があります。

また、児童生徒の学力向上や教育環境の充実を図るため、八潮こども夢大学[※]等により大学との連携を進めてきました。今後も引き続き、生涯学習の推進やグローバルな人材の育成、教育環境の充実のため、大学等の高等教育機関とのさらなる連携の推進が求められています。

学校給食では、安全で安心できる給食の提供を持続できるよう衛生管理を強化するとともに、人が生きていく上で必要不可欠な「食」について、多くの知識を習得し生活に役立てる「食育[※]」の充実を図る必要があります。

2 基本目標

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携が強化されるとともに、小中一貫教育が一層推進される中で、きめ細やかな教育が行われ、家庭・学校・地域が一体となって、子どもたちが健全に成長できる環境を整えています。また、子どもたちは等しく教育を受ける機会を得ており、安全で安心な教育環境のもと豊かな学校生活の中で「確かな学力」「生きる力」を身に付けています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

◆幼児教育では、小学校への進学を円滑にするため、幼・保・認定子ども園等・小連携連絡協議会等により幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化します。

学校教育では、児童生徒の「生きる力」を育むため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、協働[※]で教育環境を充実します。

◆児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、安全で質の高い教育環境の整備を進めます。

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
全国学力学習状況調査の平均正答率の全国との差	小学校 △4.6P 中学校 △7.0P	小学校 ±0P 中学校 ±0P	小学校 +5P 中学校 +2P
不登校児童生徒発生率	小学校 0.31% 中学校 2.70%	小学校 0.2%以下 中学校 2.1%以下	小学校 0.1%以下 中学校 2.0%以下
学校給食における残食率	小学校 3.8% 中学校 13.4%	小学校 2.0% 中学校 8.0%	小学校 1.5% 中学校 7.0%
特別支援教育介助員	市内小学校に 9人配置	市内全小中学校に 15人配置	市内全小中学校に 20人配置

5 施策の内容

（１）教育内容の充実 総合戦略

学力の向上と豊かな心を育成するため、小中一貫教育を充実します。また、「生きる力」を身に付けるキャリア教育※を推進するとともに、道徳教育を充実させ、いじめ防止に努めます。

（２）教育環境の充実

施設・設備の改修に努めるとともに、各学校の現状に合った教材・備品の計画的な整備を進めます。

「八潮市学校適正配置指針・計画」に基づき、人口動態を踏まえた適正な学校配置を推進します。

就学困難な児童生徒に適切な教育機会を確保するため、保護者への就学援助や高校や大学等へ進学するための教育費貸付制度等を充実します。

（３）指導体制の充実

教職員の資質向上を図り、体罰等を防止するため、研修の機会や学校と連携した指導体制を充実します。さらに、きめ細やかな指導を充実させるため、少人数指導補助教員を配置し、指導体制を充実します。

また、学習活動の充実に向け、学校司書の配置を推進します。



〔八潮こども夢大学〕

（４）食育※、健康・安全教育の充実

安全で安心な学校給食のあり方について検討するとともに、食育を推進します。また、児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせ健やかな体を育成するため、健康教育や体力向上の取組を推進し、健康管理体制を充実します。

さらに、児童生徒自らが自然災害や日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避する行動が取れるよう安全教育を推進します。

（５）特別支援教育の充実

特別支援学級や通常学級の子どもたちの障がいの種別や程度に適した指導を充実します。

（６）教育相談の充実

教育相談所やさわやか相談室の相談件数の増加や発達検査の希望件数の増加に対応するため、教育相談体制を充実します。

（７）家庭や地域と一体となった教育体制の充実

子ども一人ひとりの「生きる力」を育むため、家庭・学校・地域が相互に連携した教育体制を充実します。

（８）幼児教育の推進

幼児教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園への就園奨励補助等を通して、保護者の経済的負担の軽減と、幼稚園の運営を支援します。さらに、幼児期から小学校期への円滑な移行を図るため、市内全幼稚園・保育所・認定こども園※と小学校との連携を強化します。

（９）高等教育機関との連携

専門的な知識や情報等の資源を活用した教育環境の充実を図るため、大学等の高等教育機関との連携を推進します。

（10）学校ＩＣＴ※教育の充実

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、児童生徒の健康に留意しながら、コンピュータ等の情報手段を適切に活用した学習活動を充実します。また、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図るため、計画的かつ効果的に研修の機会やＩＣＴ機器を有効に活用する方法を提供します。



〔ジョイスタ（土曜勉強会）〕

6 主要事業

事業名	内容	担当課
小中一貫教育※推進事業	・小中一貫教育を核に、9年間を通したきめ細やかな指導を充実させ、児童生徒の学力・体力の向上と豊かな心の育成に努めます。	小中一貫教育推進室
学校運営改善事業	・学校の適正配置を進めるため、八潮市立小中学校通学区域審議会を開催し、通学区域の見直しを行います。 ・学校運営協議会※の活動を更に活性化させ、学校運営の改善を促進します。	学務課
小中学校施設整備事業	・小学校における教室の増築や新設小学校の建設に向けて取り組むとともに、小中学校施設の修繕及び改修工事を行い、児童生徒の安全、良好な教育環境を確保します。	教育総務課
教職員資質向上事業	・一人ひとりの子どもたちへの指導を充実するために、指導の工夫・改善を促進します。 ・体罰等の教職員事故を防止するために、教職員の各階層に応じた研修機会を充実します。	指導課
学校給食・食育推進事業	・食物アレルギーへの対応を行うとともに安全な食材を使用した、質の高い学校給食を提供します。 ・栄養士の給食指導学校訪問等を通して食育を推進します。 ・安全で安心な学校給食のあり方について、学校給食ビジョンを策定し、検討します。	学務課
特別支援教育推進事業	・特別支援教育介助員を配置し、障がいの種別や程度に適した、きめ細やかで手厚い指導を行います。	指導課
教育相談所運営事業	・市内の児童生徒のカウンセリングや発達検査を行います。 ・一人ひとりの子どもたちの成長を支援するため、保護者の相談に対応します。	指導課
教育相談体制整備事業	・中学校各校にさわやか相談員を配置します。 ・不登校の子どもを持つ保護者が気軽に相談できる体制を充実します。	指導課
学校・家庭・地域相互連携体制促進事業	・学校運営協議会や学校応援団※等と連携を図りながら、地域の教育力を活かした教育体制を充実します。	指導課
学校ICT教育推進事業	・八潮スタンダード※とICT学習支援ソフトを組み合わせた教育活動を推進します。	学校ICT推進課



〔給食時間の食育指導〕

第3節

心豊かな青少年を育む環境づくり (青少年育成)

1 現状と課題

高度情報化、核家族化[※]の進展及び地域の連帯意識の希薄化等、青少年を取り巻く環境は変化しています。特に、犯罪の低年齢化や規範意識[※]の低下に加え、インターネット[※]の長時間の利用による生活習慣の乱れや有害情報と接するリスクの増加等が懸念されています。このように、青少年を巡る問題は深刻化しつつあり、社会をあげた取組が求められています。

本市では、次代を担う青少年の健全育成を推進するため、青少年育成八潮市民会議をはじめとする青少年関係団体の活動支援や団体相互の連携強化の促進を図り、青少年の主張大会や青少年の見守り活動[※]等、様々な青少年育成事業を実施してきました。

今後は、青少年が環境の変化に対応できるように、地域社会における様々な社会参加活動を促進し、青少年が自ら正しいことを判断する力を育む必要があります。また、青少年が気軽に集い、世代間交流ができる安全で安心な居場所や機会を確保するなど、家庭・学校・地域や行政等の青少年育成関係者と連携し、広い分野での取組を充実させる必要があります。

2 基本目標

家庭・学校・地域や青少年関係団体等が連携して、地域全体で心豊かな青少年を育てる環境をつくっています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆青少年の豊かな情操や思いやりの心を育むため、家庭・学校・地域、青少年関係団体等との協働[※]により青少年育成事業を推進します。
- ◆青少年が安心して、自分らしく過ごせる安全な居場所や機会の確保に取り組めます。



[やしお子ども土曜広場]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
やしお子ども週末活動実施回数と参加者数	41 回 5,424 人	50 回 6,500 人	60 回 7,800 人
ジュニアリーダー養成研修会修了者数（申込定数 30 名（毎年））	30 人	30 人	30 人

5 施策の内容

（１）青少年育成体制の充実

青少年育成に関する研修会等を通して青少年活動の指導者及びリーダーを養成します。また、青少年関係団体の活動を支援するとともに、団体間の連携を強化し、青少年を取り巻く環境の変化に対応した健全育成を総合的に展開するための体制を整備します。

（２）青少年の社会参加の促進

青少年が環境の変化に対応し、正しいことを自ら判断する力を育むため、地域社会における様々な活動への参加を促進します。

（３）青少年活動の推進

青少年の豊かな人間性や思いやりの心を育み、社会性を身に付けることができるよう、自然や人とのふれあいを深める機会や体験の場を提供するとともに、青少年が安心して集い、地域や世代間の交流等ができる安全な居場所の確保に取り組みます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
青少年育成体制づくり事業	・青少年育成関係団体の活動を支援します。 ・八潮市青少年育成推進員協議会の活動を支援します。 ・市民、青少年関係団体の連携によって組織された青少年育成八潮市民会議との協働を推進します。	社会教育課
青少年指導者養成事業	・ジュニアリーダー養成研修会を開催します。 ・八潮市子ども会育成者連絡協議会等と連携し、指導者のための研修会やレクリエーション講習会等を実施します。	社会教育課
社会参加促進事業	・八潮市ジュニアリーダー会※等が行う青少年ボランティア活動や社会参加への活動を支援します。 ・市民まつり、資源回収、ゴミゼロ運動等への青少年の参加を促進します。 ・八潮市成人式実行委員会の活動を支援します。	社会教育課
青少年の居場所づくり事業	・家庭・学校・地域、青少年関係団体等と連携し、放課後子ども教室や自然体験活動等を実施し、小・中・高校生の居場所づくりに努めます。 ・やしお子ども週末活動実行委員会との協働により居場所の確保を進めます。	社会教育課

第4節

社会の要請に応えた教育の環境づくり (社会教育)

1 現状と課題

国際化や高度情報化等、社会の成熟化が進む中、本市においては、つくばエクスプレスの開通に伴い八潮駅周辺地区における人口が増加しています。一方、高齢化や核家族化※、地域コミュニティ※における連帯意識の希薄化等、市民生活を取り巻く環境は変化しています。そのような中、市民の社会教育に対するニーズは、自らの個性や能力を伸ばすための新たな知識や技術を習得することのみならず、精神的な充足や人との交流、更には生きがいを見いだすことにまで多様化しています。

このような市民の多様化する教育に対するニーズに応えるため、様々な分野において社会教育活動の充実が求められています。社会の変化に応じた講座等の実施、公民館・図書館等の社会教育施設や設備の充実等、社会の要請に応えた教育の環境づくりを充実させる必要があります。

また、より一層地域の課題に即した教育に努め、教育を受けた人材が、各地域において教育活動を広げていけるような取組が必要です。

さらに、家庭の教育力向上のため、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供等を充実する必要があります。

2 基本目標

社会の要請に応えた教育の環境づくりが進み、市民の様々な社会教育に対するニーズが満たされています。

家庭教育に関する学習機会が充実し、家庭の教育力が向上しています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆市民の様々な社会教育に対するニーズに応えるため、市民や関係機関との協働※により教育情報の提供や教育活動を充実します。
- ◆社会を生き抜く力を身に付けるため、現代的、社会的な様々な課題に対応した社会教育活動を推進します。



[親の学習すこやか子育て講座]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
社会教育に関する講座数と参加人数	61 講座 3,221 人	65 講座 3,250 人	70 講座 3,500 人
家庭教育に関する講座数と参加者数	111 講座 3,205 人	120 講座 3,250 人	125 講座 3,300 人
市民大学・市民大学院延べ卒業生数	326 人	480 人	600 人
図書館利用者数と貸出数	207,302 人 427,317 点	229,000 人 454,000 点	241,000 人 477,000 点

5 施策の内容

（１）社会教育活動の充実

市民の要望や社会の要請に応えるため、現代的、社会的な課題に対応した魅力的な各種講座等の教育活動を展開するとともに、学習情報を積極的に提供します。また、学校の施設を地域住民の学習の場として活用するなど、学校との協力及び連携を推進します。

（２）社会教育活動の推進

地域の課題に即した教育に努め、社会教育活動により教育を受けた人材が、各地域や公民館等の施設において社会教育活動を広げられる取組を推進します。

（３）家庭における教育の充実 総合戦略

子どもの人間形成の基礎を培う重要な役割を担う家庭教育について、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた保護者の学習機会や情報の提供等による支援を充実します。

（４）社会教育環境の整備

図書館や公民館等の社会教育施設を充実するとともに、生涯学習施設等と相互の連携を強化します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
地域学習活動推進事業	・小中学校において、生涯学習学校開放講座を開催します。	社会教育課
図書館情報提供事業	・図書館において、図書館資料の貸出しや特集図書の展示を行います。 ・定期的に朗読会や上映会等を行います。	社会教育課
市民大学・大学院運営事業	・まちづくりの担い手づくりのため、市民大学及び市民大学大学院の内容を充実します。	社会教育課
公民館運営事業	・市民のニーズや社会の要請に応えた公民館講座を開催します。	社会教育課
家庭教育推進事業	・市内小中学校において家庭教育学級※を開催します。また、子育て中の親等を対象として子育てに必要な知識や技能を学ぶ親のための講座や中学生等を対象とした命の大切さを学び、生きる力を育むための講座を開催します。	社会教育課

第5節

人権を尊重する社会づくり (人権教育)

1 現状と課題

人権は、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を送るために欠かすことのできない権利です。「21 世紀は人権の世紀」といわれながら、結婚や就職差別が依然として存在する同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者（児）、L G B T 等（性的マイノリティ）、外国人等を巡る人権問題のほか、近年は災害に伴う風評被害やインターネット※を利用したいじめが増加するなど、様々な人権問題が発生しています。また、社会的、経済的地位の固定化が進む「格差社会」が、新たな人権問題を生む要因の一つともなっています。こうした状況の解消に向け、平成 28 年には、部落差別、障がい者差別、外国人差別の解消に関する 3 つの法律が施行されました。

これまで本市では、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を目指し、差別と偏見を解消するため、あらゆる学習の機会に人権教育を取り入れ、人権教育の充実に努めてきました。今後も、基本的人権が尊重され、誰もが平等に社会に参画し、喜びや生きがいを実感しながら安心して生活できる社会づくりを推進するため、人権教育及び啓発活動等の総合的な取組を行う必要があります。

2 基本目標

家庭・学校・地域や職場等のあらゆる場において、人権教育についての学習機会や啓発活動が充実しており、市民一人ひとりの人権に対する意識の高揚が進み、差別や偏見のない明るいまちとなっています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆人と人との共生する差別のない社会を目指し、市民や八潮市人権教育推進協議会等の人権団体との協働※により、人権教育、啓発活動を推進します。
- ◆誰もが安心して生活できる、個人の尊厳と権利を尊重する平等な社会の実現を目指し、人権教育、啓発活動を推進します。



[家庭教育学級人権教育講座]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
人権に関する研修、催事回数と参加者数	28 回 3,051 人	35 回 3,500 人	40 回 4,000 人

5 施策の内容

（１）人権教育の推進

学校、企業、関係機関・関係団体と連携を図り、同和教育※をはじめとする人権教育を様々な機会を捉えて展開し、人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育を積極的に推進します。

また、指導者の養成や指導体制を確立するとともに、効果的な指導方法の研究と実践により、人権教育を推進します。

（２）人権啓発の推進

人権問題に対する市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるため、広報活動の充実や講演会、研修会の開催等を通して人権啓発を積極的に推進します。

また、人権問題を解決するため、関係機関と連携して、誰もがいつでも安心して相談することのできる人権相談活動を推進します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
人権教育推進事業	・八潮市人権教育推進協議会や関係機関と連携して、人権教育を推進します。 ・各種人権教育研修会を開催します。 ・人権教育及び同和教育指導者養成講座を開催します。	社会教育課
人権啓発事業	・人権標語や人権作文等を募集し、チラシや啓発冊子に掲載するなど、人権意識の向上のための啓発活動を展開します。 ・関係機関と連携し、人権啓発ビデオの貸出しを実施します。 ・関係団体等と連携し、市民の人権意識の高揚を図るため啓発活動を展開します。	社会教育課



[人権教室]

第6節

平和な社会づくり (平和)

1 現状と課題

国内においては、様々な災害により命を奪われたり、住む家を失ったりしている人たちがいます。また、犯罪やテロ※行為等に巻き込まれ、命や生活が脅かされる危険性はないとはいえないのが現状です。

本市では、市民が、生涯にわたり平和な社会を実現することを目標に平成 24 年 1 月 15 日に「平和都市宣言」を行いました。この宣言には、治安の維持や自然災害等も含め、日常生活を安心して営める社会の実現と、都市化が進む中にあっても緑豊かなまち八潮の自然を大切に守り、郷土を愛し育む市民の思いが込められています。

今後も、平和な社会が続くよう、平和の尊さを未来を担う次の世代に引き継いでいく必要があります。

2 基本目標

市民が平和で穏やかな生活を営み、子どもたちが夢や希望を抱き、次の世代に平和の尊さが語り継がれているやすらぎに満ちたまちになっています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆平和施設見学会の体験を通して平和への意識の高揚を図るため、家庭や学校との協働※により平和事業を推進します。
- ◆平和パネル展等の取組を通して日常生活を安心して営める社会が続くよう、次の世代に平和の尊さを継承します。



[平和施設見学会]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
平和施設見学会実施回数（毎年）	1 回	1 回	1 回

5 施策の内容

（１）平和教育の推進

平和の尊さを学ぶ機会を提供するため、市内小学生等を対象とした平和施設見学会を実施します。

（２）平和意識の高揚

公共施設において、市民の平和に対する意識の高揚を図るため、平和に関連する写真や内容を展示する平和パネル展等を実施します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
平和推進事業	・小学生等を対象に平和の尊さを学ぶ機会を提供するため、平和施設見学会を実施します。	人権・男女共同参画課
平和啓発事業	・講演会をはじめとした様々な機会を捉え、平和の大切さを啓発します。	人権・男女共同参画課



[平和パネル展示]

第7節

個性あふれる豊かな市民文化づくり (市民文化)

1 現状と課題

つくばエクスプレスの開通以降、様々な地域からの人口流入により、文化芸術に対する市民の関心が高まっています。市民の文化活動は一層活発化するものと予想され、従来の文化活動と併せて、より広い視野に立った市民文化の振興が求められています。

現在、本市には、八潮市民文化会館、八潮市民文化会館駅前分館、八潮市立資料館等の文化施設を設置しており、これらの施設を拠点に各種文化活動が行われています。

今後は、多様化する市民の文化芸術へのニーズに応えるとともに、市民自らが文化活動に参加できる機会を充実させ、文化活動団体の育成や支援を充実することが必要です。

また、長く地域で守られてきた有形・無形の伝統的な文化遺産については、人々の生業や生活様式の変化に伴い消滅・散逸の危険性が高まっています。このため、今後も文化遺産の調査を進め、保存に努めるとともに、多くの人に地域の歴史や文化に関心をもってもらい、後世に引き継いでいくことが必要です。また、こうした本市の文化遺産の魅力を市内外に発信することも必要です。

2 基本目標

個性あふれる豊かな市民文化と豊かな人間性が育まれ、新しい文化活動が創造されています。

また、市民が地域やまちの歴史に愛着をもち、次の世代に地域の伝統文化を伝えているまちになっています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

◆文化施設間の連携や情報交換、文化活動団体との協働※により、文化活動を振興します。また、様々な文化同士の交流により、異なる文化との共生を進めます。

八潮の歴史や地域の文化遺産を後世に伝えるために、市民と協働で文化財の調査、保存、普及啓発を進めます。

◆多様な文化を認め合い、誰もが安心して文化活動を行える環境づくりを進めます。

4 成果指標

指標名	現状値 (H26 年度)	中間目標 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
市民文化推進に関する講座数と参加者数	14 講座 1,806 人	20 講座 2,000 人	25 講座 2,500 人
郷土の歴史・文化に関する講座数と参加者数	51 講座 8,340 人	55 講座 9,000 人	60 講座 10,000 人

5 施策の内容

(1) 文化活動の推進

文化イベントや文化施設での講座を充実するとともに、アウトリーチ活動※による施設外での講座を開催し、文化に触れる機会を充実します。

また、地域や市民生活に根ざした主体的な文化活動を支援するとともに、文化活動リーダーの養成や文化活動団体等の育成に向けた研修、交流活動等を充実します。

(2) 文化施設の充実

地域に根ざした文化活動を一層促進するため、各種文化施設の充実や有効利用、相互の連携を強化します。

(3) 文化財保護事業の推進

有形・無形の文化遺産を後世に伝えるため、市民や文化財愛護団体等と連携して、文化財保護事業を推進します。

また、市民が文化財建造物や史跡等の文化遺産とふれあえる環境の整備に努めます。

(4) 郷土の歴史・文化普及事業の推進

まちの歴史・文化を広く市内外に情報発信するため、資料館での展示会等の事業を展開します。

また、資料館収蔵資料を活用し、学校と連携して子どもたちの学習活動を支援します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
文化活動推進事業	・八潮市文化協会等、文化活動団体に対して各種支援を行います。 ・文化活動団体と連携して催事を実施します。	社会教育課
市民文化推進事業	・市民に親しまれる自主文化事業を推進します。また、地域に密着した学校や公民館等に芸術や音楽のアーティストを派遣し、多くの市民に文化芸術に触れる機会を提供します。	市民協働推進課
文化財保護充実事業	・文化遺産の調査や記録作成、伝統芸能等の活動支援や担い手となる後継者育成の支援等、文化財保護体制を充実します。 ・市民の文化遺産への理解を深めるため、市民や文化財愛護団体等と連携して、文化財調査や普及啓発事業を推進します。	文化財保護課
郷土の歴史・文化普及事業	・歴史資料の調査、整理・保存活動を進め、展示会や市史編さん等の事業を通して八潮の歴史を広く市内外に情報発信します。 ・古民家や資料館収蔵資料を活用し、学校と連携して子どもたちの学習活動を支援します。	文化財保護課

第8節

ふれあいと連帯感にみちた地域社会づくり (コミュニティ)

1 現状と課題

地域コミュニティ※は、地域住民が互いに助け合い、生活を営む基盤であるとともに、災害発生時における地域の安全・安心の確保という重要な役割を担っています。しかし、少子高齢化、核家族化※等の時代の変化、人々の生活形態や価値観の変化によって、町会・自治会への加入や地域活動への参加意識の希薄化が見受けられ、今までの地縁的なつながりである地域社会のコミュニティ機能は低下しつつあります。また、言葉や文化、習慣の違いから外国籍住民が地域に馴染めないこともあります。

一方で、特定の分野に特化した活動を目的としたテーマ型のコミュニティ活動が高まりを見せていますが、構成員の固定化や高齢化による次世代の育成という課題も見受けられます。

このことから、本市では、地域コミュニティの活性化を促進し、市民自らが主体的に地域社会について考え、活動する仕組みを充実するため、平成 25 年 4 月 1 日に「八潮市町会自治会への加入及び参加を進めるための条例」を施行し、町会・自治会と連携した加入促進への取組を行っています。

また、多文化共生※の実現に向けて、外国人市民※と日本人市民が、よりよい関係を築くとともに、一体となって多文化共生を推進していくため、令和 3 年 3 月に「八潮市多文化共生推進プラン」を策定しました。

今後は、安全で安心して快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、町会・自治会とテーマ型コミュニティの連携を推進し、協働※での地域課題の解決に向けた取組を支援する必要があります。また、外国人市民を含めた地域の交流を促進し、つながりを強化することが重要です。

2 基本目標

町会・自治会をはじめ、ボランティア団体やNPO※等が、地域コミュニティ活動を主体的に展開しながら、まちづくりに取り組んでいます。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆町会・自治会をはじめ、ボランティア団体やNPO等が主体的に活発な活動を行えるよう支援します。
- ◆誰もが安全・安心かつ快適に暮らすことができ、ふれあいと連帯感に満ちたコミュニティ活動が行われるよう支援します。



[ふれあいどんぐりこままわし大会]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
町会・自治会等の地域活動への参加率	32.6%	41%	48%
ボランティア・市民活動団体登録数	201 団体	260 団体	310 団体
NPO法人※登録数	16 団体	20 団体	25 団体
日本語ボランティアの登録者数	26 人	45 人	56 人

5 施策の内容

（１）コミュニティ活動の推進 総合戦略

町会・自治会、ボランティア団体、NPO等の地域コミュニティと様々な情報交換を行い、協働で事業を展開するとともに、より多くの市民のコミュニティ活動への参加を促すことにより、各地域コミュニティの活性化を促進します。

（２）コミュニティ環境の整備 総合戦略

町会・自治会の活動拠点となるコミュニティ施設の整備及び修繕等への支援を行います。また、世代を超えた地域住民の交流を通じて地域コミュニティの活性化を図るため、西部拠点の周辺地区※等地区ごとに多様な機能をもつ施設の整備の検討を進めます。

（３）外国人市民との交流の促進・支援

ボランティア団体等と連携し、研修会やイベントを開催するなど、外国人市民との交流を促進します。また、多文化共生推進プランに基づき、多様性と包摂性※のある多文化共生の地域づくりに取り組みます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
コミュニティ意識高揚事業	・町会・自治会や八潮市コミュニティ協議会と連携を図り、様々な情報提供、地域会議や研修会を実施し、町会・自治会への加入、参加を促進するとともに、地域が必要とする人材の育成・発掘を支援します。	市民協働推進課
市民活動支援事業	・市民活動支援コーナーを拠点として情報の収集や発信、相談等を充実し、市民活動団体等を支援・育成します。	市民協働推進課
コミュニティ関係団体育成・活動支援事業	・市と協働してまちづくりに参画する町会・自治会、市民活動団体、NPO法人その他サークルの活動を支援し、活動の活性化に努めます。	市民協働推進課
コミュニティ施設整備事業	・町会・自治会館の改修・修繕、掲示板作製等に対する支援を実施します。 ・多様な機能をもつ施設整備の検討を実施します。	市民協働推進課
多文化交流活動支援事業	・日本の生活、文化、慣習等を学ぶ場や機会を提供します。 ・研修会やイベント等を開催し、日本語ボランティアを養成・育成します。	市民協働推進課

第9節

男女がともに育む社会づくり (男女共同参画社会)

1 現状と課題

一人ひとりが能力を最大限発揮して価値創造に参画するダイバーシティ経営※の重要性の高まりや我が国特有の雇用慣行の変化等により、これまで以上に女性が社会のあらゆる分野で活躍することが期待されています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識により、依然として様々な分野において男女間の格差が見られ、ドメスティック・バイオレンス（DV）※等の社会問題が男女共同参画社会※の実現に多くの課題を残しています。

今後は、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成するため、仕事と家庭・地域生活の両立の推進が求められています。

また、本市におけるドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数は平成 20 年度 101 件であったものが平成 24 年度では 219 件と 5 年間で 2 倍以上となっており、DV 相談機能の充実を図るため平成 25 年 4 月 1 日に八潮市 DV 相談支援室を設置し、被害者からの相談に対応していますが、更に被害者支援を充実する必要があります。

このような、様々な分野における男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるため広報・啓発活動等を積極的に展開する必要があります。

2 基本目標

男女が互いに尊重し合い、性別に捉われることなくあらゆる分野で活躍できるまちとなっています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆男女がともに町会・自治会活動等に積極的に参加し、地域における生活の向上や調和のとれた環境づくりに取り組めるよう支援します。また、政策や方針決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画社会の実現のため意識改革や啓発に関する取組を推進します。
- ◆ドメスティック・バイオレンス（DV）等、女性を取り巻く問題の解決に向けた相談体制の充実や自立支援に向けた取組を推進します。



[男女共同参画週間パネル展示]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
審議会への女性の登用率	31.2%	35%	40%
相談体制の充実	週3日	週4日	週5日

5 施策の内容

（１）男女共同参画の促進

男女が町会・自治会のまちづくり活動に積極的に参画することを推進します。また、政策・方針決定の場や社会全体に関わる企画立案に、多様な意見が公平・公正に反映されるよう女性の社会への参画を促進します。

（２）相談体制等の充実

女性の抱える問題の相談やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の相談体制を整えるとともに自立支援に向けた取組を推進します。

（３）男女平等意識の高揚

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、研修や講演会の開催、広報紙や市ホームページの活用等により男女平等の意識を高めます。

（４）仕事と家庭・地域生活の両立

男女共同参画社会を形成するため、女性も男性も仕事と家庭・地域生活を両立させながら心豊かな生活を送れる環境づくりを推進します。

特に男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができるよう、関係機関と連携し、市民や事業者のワーク・ライフ・バランス※を推進します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
男女共同参画促進事業	・ 審議会等の委員への女性の登用を推進するとともに、町会・自治会等の方針決定の場への女性参画を促進します。	人権・男女共同参画課
相談体制等充実事業	・ ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする女性の抱えるあらゆる問題の解決に向け、専門相談員等による相談事業を充実します。 ・ 婦人相談所等の関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害者の自立に向けた支援を推進します。	人権・男女共同参画課
男女共同参画環境づくり事業	・ 市民、事業者と連携し、男女共同参画社会実現のための環境づくりとして、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や講座を実施します。	人権・男女共同参画課